

単体規定 1-17	排煙設備
令第126条の2第1項ただし書き3号	
関連条項：法第35条、令第126条の2	

【内容】

- ・ 令第126条の2第1項ただし書き3号のうち「その他これらに類する建築物の部分」とは、以下に示すものが該当する。

- ①ダクトスペース・パイプスペース・配線スペース・メーターボックス
- ②10㎡以内の小規模な便所・浴室・洗面所

【参考】

- ・府Q&A集2-41「排煙設備（令第126条の2・1項ただし書き3号）の取扱い」p32